明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一七―〇―一二六）　一
〔告　示〕
○消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（**消防庁**二〇）　二
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**二五八）　六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令第三条第二項の変更をした旨を公示する件（**厚生労働**三四九）　六
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（**同**三五〇）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**二一七九～二一八六）　七
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第三十七条第一項の規定に基づき、中小企業診断士理論政策更新研修機関として登録をした件（**経済産業**一九六）　八
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（**国土交通**一一三三）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**二二一一）　八
○都市計画に関する件（**北海道開発局**一四三）　八
〔国会事項〕
内閣　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　法務省　環境省　八
〔人事異動〕
内閣　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　法務省　環境省　八
〔叙位・叙勲〕
内閣　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　法務省　環境省　九
〔皇室事項〕
内閣　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　法務省　環境省　一〇
〔官庁報告〕
産　業
日本工業規格（厚生労働省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、建築士懲戒処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一三
会社その他

規　則

人事院規則一七―〇―一二六

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年十月三日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表金融庁の部内部局の項中「参事官」を「政策立案参事官　参事官」に、「審判官」を「審判官　管理室長」に改め、「管理室長　国際室長　国際連携・協力室長」を削り、「管理予算調整官　国際室長　資産形成支援室長」に、「金融企画管理官　調査室長」を「サイバーセキュリティ対策企画調整室長　金融企画管理官　情報・分析室長　リスク管理検査室長　検査企画官　フィンテック室長」に、「リスク管理検査室長　情報・分析室長　検査企画官」を「調査室長」に、「協同組織金融室長　信用機構対応室長　金融会社室長　監督企画官」を「金融会社室長　信用機構対応室長　監督企画官　地域金融生産性向上支援室長　協同組織金融室長」に、「庁舎係長」を「庁舎係長　宿舎係長」に改める。

別表総務省の部内部局の項中「政策統括官」を「政策統括官　サイバーセキュリティ統括官」に、「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に、「国際政策課」を「国際戦略局総務課」に改める。

別表外務省の部内部局の項中「日韓経済室長」を削る。

別表財務省の部内部局の項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に、「会計調査官」を「会計調査官　予算企画専門官」に改め、同部財務局の項中「金融商品取引所監理官」を「金融商品取引所監理官　金融商品取引所副監理官」に改める。

別表国税庁の部国税局の項中「特別国税徴収官」を「特別国税徴収官　特別機動国税徴収官」に改める。